破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７２０２号
大阪市港区八幡屋１丁目１番４―507号
債務者　阿部　隆春
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２７号
大阪府池田市井口堂３丁目10番20号田中方
債務者　河野　正俊
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４３号
大阪市住吉区我孫子東１丁目７番６―708号
債務者　梅村　俊浩
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４４号
大阪市港区港晴２丁目７番１―503号
債務者　吉原　庄子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４５号
大阪府門真市常盤町25番22―４号
債務者　藤本　義明
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４７号
大阪市天王寺区石ケ辻町18番18号　ウエルネス上本町603号
債務者　岸畑　元生
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４９号
大阪市旭区清水３丁目２番15号　ヘリテージ千林405
債務者　村岡奈津子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５２号
大阪市此花区伝法６丁目１番29号
債務者　渡邊　邦博
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５４号
大阪府豊中市本町２丁目６番43―203号
債務者　橋元　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５号
堺市中区福田1190番地２
債務者　田中　　睦（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁114番地　諏訪森団地２棟805号
債務者　横山　英聡
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１３号
堺市東区野尻町192番地28
債務者　西村偲こと　西村　　忍
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５６号
大阪府藤井寺市御舟町11番16号
債務者　土井　建二
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６６号
大阪府大阪狭山市金剛１丁目11番30号―102号、前住所大阪府大阪狭山市半田５丁目192番地の21
債務者　河端友香子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９２号
堺市南区高倉台１丁３番４―1004号
債務者　河野　良章
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２０号
堺市中区深阪1817番地１
債務者　串園　麗子（旧姓新地）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
福岡県柳川市大和町六合1565番地
債務者　松藤　幹夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係